

契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和5年6月1日から、契約の保証及び前払金保証について、**電子による取扱いを開始しました。**

(電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。)

具体的な電子化による取扱いについては保証事業会社(※)に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

※保証事業会社...**西日本建設業保証株式会社**、**北海道建設業信用保証株式会社**、**東日本建設業保証株式会社**

前払金保証
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書 (引受先: 保証事業会社)

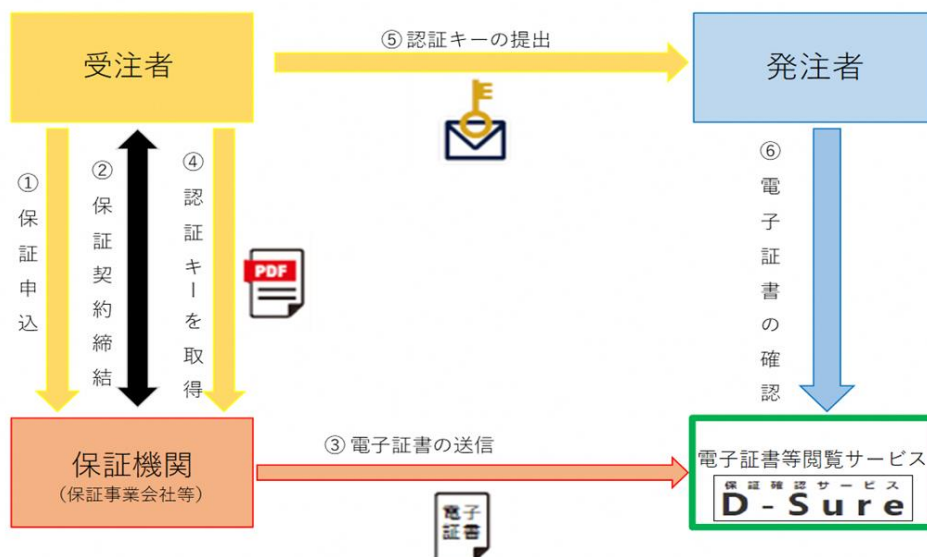
電子化対象

契約の保証

→ ②契約保証証書 (引受先: 保証事業会社)

電子化対象

電子化による取扱いのイメージ



「保証契約番号」と「認証キー」の提出先アドレス

keiyakugyoumu-matsue@pref.shimane.lg.jp

受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより「電子証書等閲覧サービス」にアクセスし、保証内容を確認します。

◆受注者の皆様へ

- ・契約保証については来所の前日までに『保証契約番号』と『認証キー』をメール送信していただきますようお願いいたします。来所の当日に送信される場合は事前にご連絡いただから来所いただきますようお願いいたします。
- ・また、前払金の請求書(押印不要)については、メール送信していただく際に、あわせてお送りいただくことも可能です。

お問い合わせ先

松江県土整備事務所 契約業務課

TEL 0852-32-5721